

国内駐在大使の任務と必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年三月十七日

喜納昌吉

参議院議長 千景殿



## 国内駐在大使の任務と必要性に関する質問主意書

国内には、沖縄や関西などに駐在する国内駐在大使がいる。公務員削減が大きな課題となっている今、国内駐在大使の任務を踏まえた上でその必要性を検討することは、公務員削減の観点から有権者・国民にとって極めて有意義なことである。

そこで、以下質問する。

一 国内駐在大使の制度は、どのような理由で、いつ導入されたのか、明らかにされたい。

二 国内駐在大使の任務を詳細に示されたい。また、この任務が他の国内機関の任務と重複することはないか、明らかにされたい。

三 現在の国内駐在大使の駐在地及び大使数を明らかにされたい。

四 国内駐在大使を任命しその職務に当たらせるために、どの程度の経費を要するのか、また、その経費が外務省予算に占める割合はどの程度か、明らかにされたい。

五 国内駐在大使になる資格を明らかにされたい。また、その資格を持つ者で、国内駐在大使の就任を待つ者は現在何名いるのか、明らかにされたい。

六 国内駐在大使は、外国駐在大使になるまでの待機ポストとして設けられたシステムであり、外務省の特権的制度とする見方がある。これについて政府の見解を明らかにされたい。

七 国内駐在大使制度は必要不可欠なものか、見解を明らかにされたい。制度の廃止を含む見直しを考えたことはないか、また、今後それを検討する見通しはないか明らかにされたい。

右質問する。